

公的研究費等の適正な取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本自動車研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費等（国民の税金を原資とする研究費（科学研究費助成事業（科研費）、文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的資金、文部科学省等からの通知または配分機関が示すルールで「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に準じ、適切な管理・監査を行うこと」とされた補助金等。以下同じ。))の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 研究所における公的研究費等による研究の取扱いに係る最高管理責任者を、研究所長とする。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定する。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費等による研究の取扱いについて最終的な責任を負う。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等による研究に係る運営及び管理を円滑に行えるよう、適切に調整及び支援を行う。
- 5 最高管理責任者は、不正な取引に関与した調達等を行う業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、業者に対し周知徹底するものとする。

(統括管理責任者)

第3条 研究所における公的研究費等による研究の取扱いに係る統括管理責任者を、業務執行理事とする。

- 2 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費等による研究の実質的処理に関する責任を負う。
- 3 統括管理責任者は、不正防止計画をはじめとする研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 研究所における公的研究費等による研究の取扱いに係るコンプライアンス推進責任者を、当該研究の運営・管理に関わる各部署の長とする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督部署における対策を実施し実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督部署の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員（以下「職員等」という。）に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、所属する職員等の公的研究費等による研究の運営・管理に関する責任を負う。

(不正防止計画)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費等の不正行為に係る調査及び処理に関する業務を適切且つ円滑に実施するために不正防止計画を策定するものとする。最高管理責任者は、不正防止計画の実施等にあたり率先して対応し、その進捗管理に努めるものとする。

2 防止計画推進部署は、企画・管理部とする。

(職員等)

第6条 公的研究費等による研究の運営・管理に関わる職員等は、次の各号に掲げる事項を行動規準として、公的研究費等による研究の運営・管理に関わる活動を行わなければならない。

- 一 公的研究費等による研究の経費使用に関する不正を行わないこと。
- 二 公的研究費等による研究の経費使用に関する不正に加担しないこと。
- 三 周囲の者に対し、公的研究費等による研究の経費使用に関する不正を行わせないこと。

2 公的研究費等による研究の運営・管理に関わる職員等は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 公的研究費等による研究の運営・管理に関わる職員等は、別に定める様式により、誓約書を研究所に提出しなければならない。

(相談窓口)

第7条 研究所は、公的研究費等による研究の運営・管理に関する統一的な運用の相談窓口を設置し、その担当者は企画・管理部長とする。

(告発の受付窓口)

第8条 研究所は、公的研究費等による研究の不正行為に関する告発の受付窓口を設置する。

2 所内受付窓口担当者は、総務部長およびコンプライアンス室長とする。

3 所外受付窓口担当者は、研究所が契約する法律事務所の担当弁護士とする。所外受付窓口担当者への告発等は、電子メールにより行うものとする。

4 告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、受付窓口担当者は速やかに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否および調査委員会の設置要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

(調査委員会)

第9条 研究所は、調査が必要と判断された場合には調査委員会を設置し、調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する。

- 2 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、研究所に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。
- 3 第三者の調査委員は、研究所及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 研究所は必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- 5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

（調査の報告）

第10条 研究所は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

（対応措置）

第11条 最高管理責任者は、不正の事実があると認めたときはその者に対して研究所の規程等に基づき処分を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の結果、その者に対して不正の事実がないと認めたときは、不利益発生要因防止策及び名誉回復に係る措置を講ずるものとする。
- 3 調査の結果、告発者による研究妨害その他の作為的な行為であることが明らかとなった場合には、最高管理責任者は当該告発者に対し、関係法令等に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、業務推進会議の決議を経て行う。

（付則）

2016年 5月31日 制定

2020年 8月 4日 改定

別紙

誓約書

一般財団法人日本自動車研究所長殿

私は、一般財団法人日本自動車研究所（以下「研究所」という。）の公的研究費等による研究の運営・管理に関わる構成員として、下記事項を誓約いたします。

記

1. 公的研究費等による研究の運営・管理にあたり、研究所及び配分機関の規則等を遵守します。
2. 公的研究費等の原資は、主に国民の税金であることを認識し、適正に執行し不正を行いません。
3. 規則等に反して不正を行った場合は、研究所及び公的研究費等の配分機関による処分の対象となり、法的な責任を負います。

以上

日付 : 20 年 月 日

所属 :

氏名 :

<*公的研究費等>

- ① 科学研究費助成事業（科研費）
- ② 文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的資金
- ③ 文部科学省等からの通知または、配分機関が示すルールで「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に準じ、適切な管理・監査を行うこと」とされた補助金等